

代 表 質 問

みらい 三浦（茂）議員

会派みらいの三浦茂人です。代表質問の機会をいただき、先輩同僚議員の皆様にご感謝申し上げますとともに、傍聴にお越しいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

始めに、新秋田元気創造プランについてお伺いします。

まずはモニタリング指標の導入についてであります。

この度、「新秋田元気創造プラン（案）」の策定にあたり、「モニタリング指標」の導入が物議をかもしました。

特に問題となったのは、それが目標値を設定しない指標であること、そしてその指標が県政最重要課題である人口減少問題や賃金水準向上等の評価指標となっていたことに起因することはご承知のとおりであります。

修正後の「新プラン」においても「モニタリング指標」がなくなったわけではなく「経過検証指標」と名前を変え、四一指標から三一指標に減らしながらも残っています。

なぜ、県政の重要課題に取り組むに当たり、ややこしい「モニタリング指標」を導入しなければならなかったのでしょうか。まずは、今一度、県民の皆様にも合点がいくように、導入に至る経緯や考え方について、知事のご所見をお聞かせください。

目標のないところに結果はありません。結果のないところには責任もありません。責任のないところには反省もありません。反省のないところには改善策は生まれません。そして、改善策がなければ発展はありません。次に、賃金水準向上についてお伺いします。始めに、賃金水準向上の目標についてであります。

賃金水準の目標について、報道によると、知事は、「日本中、どこの県も政府も目標を

決めているところはない。労働界、経営者、どちらからも、具体的な数字を出すなんてことは経済学的に非常識と言われている。」と発言しています。

目標を決めているところはないという発言は、間違いが指摘され訂正したようですが、では、「労働界、経営者、どちらからも具体的な数値目標を出すことは経済学的に非常識」という趣旨の発言は事実なのでしょうか。お聞かせください。

本当だとしたら、一月下旬に配布された修正版の「新プラン」で、目標値のない「モニタリング指標」から目標値のある指標に変更された賃金水準の目標は、「経済学的に非常識」な県政運営指針ということになってしまっています。それは決して看過できるものではありません。どここの誰とは聞きませんが、同じ秋田県民として恥ずかしい限りです。労働界、経営者、どちらにも県の施策を理解していただけるよう、この際、知事からきちんと説明

してはいかがでしょうか。知事のご所見をお聞かせください。

また、賃金水準向上プロジェクトの狙いは、「労働生産性」と「県内就業率」の向上により「一人当たり県民所得」を押し上げることで東京圏等との賃金水準格差の縮小を図り、社会減の抑制につなげる、とあります。

そのため、新プラン最終年の二〇二五年までに地方圏平均の九五％を賃金水準の目標値に設定しました。高い目標は大いに結構ですが、現状値との比較では約三三万円と大きな開きがあります。まずは、東北六県の平均をクリアする、あるいは地方圏平均を目標に全国四五位からの脱却を目指すといった、より現実的な目標設定があつてしかなるべきと思います。が、知事のご所見をお聞かせください。

ちなみに、直近の実績値（二〇一九年）では、東北で地方圏平均四〇六万四、〇〇〇円を上回っているのは宮城県の四二三万九、〇〇〇円のみで、他の五県はいずれも四〇〇万

円台には及びません。東北六県の平均が三六  
九万三、〇〇〇円。宮城県、福島県以外の四  
県は東北平均よりも低い水準にあるという現  
実も直視する必要があると思います。

労働生産性も同様に、本県が東京圏の七六  
パーセントで全国三八位ならば八〇パーセン  
トを目指し、全国平均が東京圏の九割ならば  
次の目標は全国平均を目指すといった、県民  
にとってもわかりやすい目標を明確に掲げる  
べきではないでしょうか。

同じく県内就業率も、本県が五〇・三パー  
セントで全国二四位。全国平均が五一・九パ  
ーセントだとすれば、まずは、全国平均を達  
成する、そして次は東京圏五四・二パーセン  
トを目標とする、といった目標設定の考え方  
も可能ではないでしょうか。

「労働生産性」と「県内就業率」が向上す  
れば「一人当たり県民所得」が押し上げられ  
る、と新プランでは分析しているわけですか  
ら、まさにこれこそが目標値になり得るので

はありませんか。知事のご所見をお聞かせください。

これら三つの指標は新プラン修正後も目標値設定のない「経過検証指標」となりました。賃金水準の向上に真正面から取り組むのであれば当然「成果指標」とすべきと考えますが、知事の覚悟のほどをお聞かせください。

次に、賃金水準向上に関する当初予算案についてお伺いします。

新プランでは、賃金水準向上の一環として、主な取組の一つに賃金の引き上げに取り組む県内企業等を応援する制度の創設を掲げました。非常に関心を持って注目していましたが、それを反映した当初予算案に目を転じると、賃金水準の向上につながる取組みには約四三七億円。賃金向上関連融資事業には約二九億円を計上しています。また、賃金水準向上に取り組む企業等への優遇策として各種補助制度、入札・融資制度などを盛り込んでいます。その取組む姿勢は大いに評価したいと思

ますが、中身を見れば、果たしてどれだけの実効性があるのか心配になります。

入札における優遇の要件では、実際に賃金水準を引き上げた者、賃金水準の対前年増加率、賃金水準の全国平均を超えた場合など、実績に基づいて優遇措置の判断が下されるので客観的なエビデンスがあります。

しかし、補助制度、融資制度においては、大半が給与総額及び初任給を引き上げるための「計画の策定」が優遇要件となっており、別の言い方をすれば、計画さえ策定すれば優遇措置が受けられるということになります。

また、計画が未達でもペナルティーはありません。優遇要件である計画策定が、賃金水準向上に向けた気づきや動機付けのきっかけにはなるかもしれませんが、では、その計画の有効性をどのように担保するのか、知事のご所見をお聞かせください。

また、優遇要件にある「給与総額」は、どのように考えればよいのでしょうか。従業員

が増えれば、賃上げしていなくても給与総額は増える可能性があります。相対的に高い給与の定年退職者と新人が入れ替わった場合、賃上げをしても給与総額が増えない場合もあります。一人当たり賃金水準の対前年増加率を優遇要件とする制度もありますが、この「給与総額」の判断基準は何か、一考の余地はないのか、知事のご所見をお聞かせください。

また、優遇策は、社債発行で資金調達ができる中堅クラス以上の企業や、中核企業、上場を目指すリーディングカンパニー候補企業などを対象とし、言わば経営基盤の強い中堅企業を賃金水準向上の牽引役として期待する施策とも受け取れます。本県の中小企業数は約三万三、〇〇〇社。従業者数は約二四万四、〇〇〇人ですが、では、対象に見込む企業数や従業員数の県全体に占める割合はどれくらいを想定しているのでしょうか、お聞かせください。



本県企業の九九・九パーセントが中小企業です。前述の中堅・中核企業には該当しない圧倒的多数の中小零細企業には、今後どのような施策を検討していくのでしょうか。避けては通れない重要な視点です。併せて知事のご所見をお聞かせください。

賃金水準向上に資する施策に多額の予算を計上する以上、どれ程の成果が得られたのか、中小零細企業への波及効果は生まれたのか、真剣に見極めて検証していかなければなりません。中堅・中核企業の応援だけで終わった、とならないようにするために、どのような進捗管理を講じていくのか、知事のご所見をお聞かせください。

次に、法定外福利厚生の充実についてお伺いします。

新プランの策定にあたり、初任給や賃金水準の向上に耳目が集まるのは当然としても、企業の魅力は賃金のみで決まるものではありません。給料以外の報酬、サービスにも目を

向ける必要があります。それは、福利厚生で  
あります。その充実度によっては採用活動や  
人材定着にも影響を及ぼします。一例を挙げ  
ると、研修制度や資格取得手当、出産・育児  
のための有給休暇、リフレッシュ休暇など様  
々あるでしょう。

中小企業の大半は赤字とも言われています。  
賃金を上げようにも上げられない、有利な制  
度融資の利用は返済負担を考えると慎重にな  
らざるを得ない等々、賃上げに踏み切れない  
中小零細企業が多いのも事実です。初任給は  
どこの企業も開示しますが、そこに一定の基  
準を設けつつも、福利厚生面の充実と情報開  
示を前提に、賃金向上への関心を高め、実際  
の運用にあたっては取組実績に応じてインセ  
ンティブを与えるといった取組みがあっても  
よいのではないでしょうか。

中小零細企業にとっても比較的ハードルは  
低く、間口は広いと思われれます。より少ない  
予算でより多くの地元企業に幅広く賃金向上

に向けた取組を喚起することにもつながるこ  
とが期待できます。知事のご所見をお聞かせ  
ください。

次に、賃金向上に向けた人材投資について  
お伺いします。

賃金の水準は労使で決めるのが原則ですが、  
重要なのは継続して賃上げができる道筋をつ  
けることが肝要です。労働生産性の低迷が続  
くなか、成長力を高めるためにも、働き手の  
職務内容をあらかじめ明確に規定するジョブ  
型雇用の導入など働き方の見直しや人材教育  
といった付加価値を高める人的投資、または  
テレワークなどの働き方改革もさらに進める  
必要があります。産業の新陳代謝や労働市場  
の流動化を促し、技術革新や生産性の向上に  
つなげていく必要があります。新プランのも  
と賃金水準の向上と人材投資をどのように具  
現化していくのか、知事のご所見をお聞かせ  
ください。

脱炭素やデジタル化への投資を後押しし、

そうした分野で成長産業を育て、衰退産業から人材移動を進めるといふ時代が到来し、それが持続的な賃金上昇への道筋の一つと考えられています。

また、付加価値を生む源泉は土地や機械から人の知識やノウハウへ、「モノ」から「知」へ移っているとも言われています。失われた三〇年の間、人件費をコストととらえる姿勢が日本企業の競争力を低下させてきたとも言われている今こそ、デジタル化の加速と相まって企業は担い手となる人材投資に踏み出す時であります。内閣府ではつい最近、企業に知的財産や無形資産を生かして競争力を高めるよう促すガイドライン（「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」）を公表しています。

また、選択・集中プロジェクト「デジタル化の推進」の中にもデジタル人材の育成をうたい、デジタルに関する専門的な知識・技術を有し、デジタル社会を支える人材育成を掲

げていますが、学校教育の現場のみならず、職業訓練の場にスポットを当てることが高度に訓練された多様な人材の蓄積につながる近道だと考えます。

現在、鷹巣、秋田、大曲の技術専門校では、受講料無料でデジタル化支援講習を実施しています。さすがにまさにとこういう取組が付加価値を生み出す源泉であり多様な人材の蓄積につながり、企業においては生産性の向上、そして賃金の向上につながっていきます。その意味でも大いに期待できる取組と評価しています。特に、中小零細企業にとっては魅力的な取組だと思います。是非、ブラッシュアップし拡充を検討されてはいかがでしょうか。知事のご所見をお聞かせください。

最近、「フレキシキュリティー」という言葉を知る機会がありました。柔軟な労働市場と手厚い失業給付、実践的な公的職業訓練の三つを組み合わせた雇用政策です。デンマークが一九九〇年代に職業訓練の強化で失業抑

制に成功したのが先駆けで、デンマーク・モデルとも呼ばれています。失業給付の受給者に職業訓練への参加が義務付けられるなど、就労支援と一体で制度が設計されています。コロナ禍でも短期の職業訓練が拡充され、働き手がキャリア転換に挑戦しやすい環境が構築されています。

ここで注目したいのは、職業訓練のカリキュラムを経営者団体と、産業別・職業別の労組が話し合って決め、自治体が運営する職業訓練学校で実施されることです。政労使の三者が緊密に連携し、企業も講師を派遣します。カリキュラムは毎年のように更新され、デジタル化などの技術革新や労働市場のニーズの変化に対応しています。このような取組を参考にデンマーク・モデルとまではいかないまでも、県内に三校ある技術専門校を商工団体等とも連携し、職業訓練による人的資本の向上を図る一大拠点と位置づけ、間口を広げてデジタル人材の確保・育成につなげてはいか

がでしよいか。人材の育成は企業の成長に貢献し、企業の成長は収益の拡大へ、そして賃金水準の向上へとつながっていきます。冒頭でも触れたように、圧倒的多数の中小零細企業にとっても低コストかつタイムリーで大きな人材投資効果が期待でき、必ずや賃金水準向上の取組へ踏み出す一步になると考えますが、知事のご所見をお聞かせ下さい。

次に、高質な田舎・一〇年後の姿についてお伺いします。

これまでの「ふるさと秋田元気創造プラン」の展開は、現在第三期目に受け継がれ、はや一二年が過ぎようとしています。知事が思い浮かべた一〇年後の秋田と現在の秋田。夢の実現に向けた取組は、さて、今どのように知事の目に映っているでしょうか。知事の思いをお聞かせください。

成就したものの、道半ばのもの、これぞと思うもの、様々あるでしょうが、自己採点すれば何点になるのでしょうか、この機会にお聞

かさせていただきます。

この度策定中の県政運営の最上位計画に位置付ける新プランには、秋田の目指す将来の姿として、「概ね一〇年後の姿く高質な田舎」の実現を掲げています。本県が目指す高質な田舎とは、「秋田の原点である豊かな自然や受け継がれてきた多様な文化に抱かれつつ、これを守り、ここに住む誰もが、一人ひとり自らの素養を磨き、豊かな心を持ってお互いを慈しみ合いながら、新たな産業や文化の創造にチャレンジし、生き生きとゆとりを持って暮らしている姿」と定義しています。

しかし、これだけではどんな秋田の将来像を思い浮かべればよいのか、今ひとつ県民の心に響いてきません。「第一期ふるさと秋田元気創造プラン」では、秋田の将来ビジョンに「一〇年後の秋田に思いを馳せて」と題し、知事の思いが綴られています。それが、「ドライブ中のAターンスアラリーマンの家族、あぜ道で語りあう農業経営者家族と近所の人た



ち、再会で話がはずむ卒園生の母親と保育園長、久しぶりに帰省中の娘と親子水入らずの高齢者夫妻」であります。

しかし、この度の新プランには、高質な田舎を彷彿とさせる一〇年後の未来に思いを馳せた記述は今のところ残念ながらありません。知事が策定する最後の県政運営指針であります。是非、知事が目指そうとする「一〇年後の姿」に思いを馳せた情景を新プランに記載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

県政の主役である県民にも理解してもらえるように、また参画してもらえるように、そして秋田の未来に希望が持てるように、知事の思いを伝えてはいかがでしょうか、知事のご所見をお聞かせください。

次に大型国産材製材拠点の新設についてお伺いします。

始めに、森林・林業・林産業への支援策についてであります。

昨年五月、日本最大の製材メーカーである中国木材株式会社が国内六か所目となる国産材製材工場を能代市に新設することを公表しました。今年の四月には土地造成を開始する予定です。そして二〇二四年一月には製材工場・未利用材工場の試運転を、同三月には乾燥・加工ライン、同一〇月には集成材工場の試運転を開始し、併せて二〇二五年六月には廃材を活用したバイオマス発電を約一万キロワット規模で行い、FIT売電も行っていく予定です。

総投資予定額は、土地取得費を除いて二七〇億円程度としており、雇用は現地採用二一〇名程度を含め総計二五〇名程度としております。

同社の国産材製材拠点はこれまで、北広島工場、伊万里工場、日向工場など、関東以南を主としていましたが、この度の能代工場は同社初の東北進出であるだけでなく、未利用材、製材、乾燥からバイオマス発電まで連携して行う、一〇〇パーセント国産材を材料とする「日向モデル」の第二弾となります。

この大型国産材製材拠点が本県に新設されることについて、地元能代市や関連業界からは期待や関心が高まっているようですが、これからの県内森林・林業・林産業への影響について多面的な考察が必要と考えます。

まずは県としてどのような認識を持ち、どのような支援策あるいは対応策を講じているかと考えているのか、知事のご所見をお聞かせください。

次に、原木の供給体制についてであります。昨年、「秋田県木材産業協同組合連合会」の皆さんが宮城県へ調査に行かれました。その調査を踏まえた今後の検討事項には、原木

の確保対策として、素材生産側との需給調整および連携強化を挙げています。要するに、市場に安定的に消費量に見合う原木供給体制が構築できるのか、という点です。宮崎県では県がコーディネーターの役割を果たし、林業・木材関係三団体（三木会）と原木の納入等の需給調整を行う組織を立ち上げました。木材供給は全県レベルでの対応が必要であり、窓口の一本化は森林業界、中国木材の双方にメリットがあります。

本県においても県が行司役となり、このような組織の立ち上げなどの取組を進めるべきと考えますが、現時点でどのような道筋をお考えか、知事のご所見をお聞かせください。

また、原木確保に欠かせない要素の一つに路網整備の充実が挙げられます。スギの素材生産量は宮崎県が日本一であり、本県は面積が日本一となっております。本県には資源はあるが、十分活用されていないという一面があり、その障害の一つとなっているのが路網

整備です。今後見込まれる供給量の増加に見合った路網整備を加速できるのか。製材量を増やそうにも山から木が出てこないとどうしようもありません。

日向工場と能代工場で予定されている原木消費量を比較すると、日向工場は平成二八年度では年間約五〇万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>となっており、能代工場は年間約二四万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を見込んでいます。本県の中心樹種であるスギの年間素材生産量は一三万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>で、素材生産量全体の八八パーセントを占めています。このうち県内トップクラスの合板メーカー向けの供給で約五三万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を占めています。既存先への供給量を確保した上で能代工場が加われば年間一三〇万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>以上の原木を安定的に確保しなければならぬこととなります。

そのためにも能代工場本格稼働前から対策を講じていくことが肝要であり、中国木材進出を踏まえた、高性能林業機械等に十分対応できる路網整備にどのように資本を投下して

いくのか。また限られた予算の中でどのような選択と集中を進めていくのか、その具体策について、知事のご所見をお聞かせください。

次に、能代港の整備についてお伺いします。中国木材の堀川社長はインタビュー記事の中で、なぜ大型国産材製材工場新設の地に能代を選んだのかという問いに対し、「最低でも一〇万坪の広い土地が必要である。そして、消費地が首都圏や大都市近郊になるため、製品を内航船で運べるように、できれば港の近くが良い。」と答えています。

実際に、日向工場はコンテナ基地である細島港に面した立地にあり、輸出の拠点にもなっています。能代工場の本格稼働後の状況にもよりますが、能代港においても取扱量の増加などの将来的な展望を見据えたバースやコンテナヤード等の整備の検討をはじめてはいいかがでしょうか。

「新プラン」では、概ね一〇年後の姿を秋田の目指す将来の姿に位置付けているように、

これから目指すべき能代港の整備のあり方について、布石を打っておくべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

次に、里親支援についてお伺いします。  
始めに、里親等への委託推進の状況についてであります。

令和二年二月に策定された「秋田県社会的養育推進計画」は児童福祉法の理念を踏まえ「家庭養育優先原則の徹底と子ども権利擁護」を基本方針とし、すべての子どもが、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長と発達等が保障された家庭の中で健やかに育つことは県民すべての願いである、という考えのもとに策定されました。

本計画は、令和二年から令和一一年までの一〇年間を計画期間と定め、社会的養育を必要とする子どもたちの最善の利益を図るための様々な取組を行うこととしており、その取組の中に「里親等への委託の推進」があります。



本計画では委託推進を明記し、里親委託率を令和六年度までに二六・〇パーセント、令和一一年度までに四〇・〇パーセントの数値目標を掲げています。ちなみに、これまでの里親委託率は平成二五年度から平成二九年度まで五年連続全国最下位となっており、平成三〇年度は一・二パーセントで四六位、令和元年度は全国平均二一・五パーセントに対し一三・二パーセントで四四位と低迷してまいりました。しかしながら、本計画がスタートした令和二年度は、全国平均は未確定ながら前年度比四・四ポイント増の一七・六パーセントに上がり、さらに令和三年一二月時点では途中経過ながら、二〇・六パーセントと初めて二〇パーセント台に届きました。これもひとつとえに関係機関の地道な啓発活動など、取組の成果であろうと大いに評価したいと思いますが、中間年である令和六年度の目標達成見込みなど今後の見通しについてどのように捉えているのか。また、本計画で新設されたフ

オスタリング（里親養育包括支援）事業における里親委託推進への効果や成果について併せて、知事のご所見をお聞かせください。

次に支援の充実についてであります。

さて、里親の取組が進む一方で、里親を引き受ける人たちの課題についても考えなければなりません。里親登録組数は令和三年末で一三八組と一〇年前の二倍以上になり、嬉しい反面、里親登録をやめる人も毎年のように後を絶ちません。理由については、この場では割愛しますが、可能な限り物心両面からのフォローアップが欠かせません。

県では、里親支援として、里親制度の普及啓発や里親トレーニング、里親家庭の支援や研修といった取組を行っているほか、里親会の活性化に向けて、里親同士の相互交流による養育技術の向上や経験継承、孤立化防止などの活動を支援しています。

ここで留意すべきことは、委託児童の行動に起因する損害賠償事故が発生した場合の対

応です。県では、これまで「里親損害賠償保険」の加入によって対処するなど里親の賠償責任を補償し、負担軽減に資する支援をしてみました。が、委託児童の行動には様々なケースがあり、全てをカバーしきれない現実があるのも事実です。レアケースかもしれませんが、委託児童による里親自身へ与えた損害についての補償は現行制度下では対応できておりません。このような現状を鑑み、里親制度の普及と里親の悩みや不安解消の一助として、より充実した補償が可能となるよう検討すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

もう一点は、里親支援専門相談員についてです。里親支援専門相談員は里親をサポートする専門スタッフで、県内全ての四つの児童養護施設と乳児院に在籍しています。

現行では、委託開始にあたり、当該里親への説明には児童相談所の職員二名で行っていただきますが、さらに委託児童と里親双方に密接な

関係のある里親支援専門相談員をサポートスタッフとして加える体制を構築してはいかがでしょうか。これにより「里親になる」から「子どもを迎え育てる」までの一貫したトータルサポートをより充実した体制にすることが可能になると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

次に、新スタジアム整備についてお伺いします。

「秋田市外旭川地区まちづくり事業パートナー選定プロポーザル」の募集要項が一月一日に公表され、公募開始となりました。参加表明書等の提出期限は今日二日、事業提案書等の提出期限は三月九日、プレゼンテーションは三月二五日に予定されており、最終審査結果通知は三月下旬から四月上旬頃の予定となっております。

提案を求める事項の中にある「個別施設計画等」には、市が建設費を負担し、維持管理も行う「卸売市場再整備」、行政の支援により、民間主導で行う「新スタジアム整備」、「民間による施設整備」の三つが挙げられています。

この中で県が直接的に関与するのは「新スタジアム整備」であります。

その整備条件には、

一つ目として、「プロスポーツだけではなくアマチュアスポーツの拠点となるなど、多くの県民、市民の健康づくりや交流人口の増加につながる多機能・多用途の施設にする。」

二つ目として、「陸上トラックのないスタジアムとする。」

三つ目として、「Ｊリーグスタジアム基準「二〇二一年度」におけるＪ２基準を満たし、将来の改修により容易に同Ｊ１基準を満たすことが可能な施設とし、観客席のみを覆う屋根とした場合および観客席を含めたスタジアム全体を覆う屋根とした場合の両方についての提案とする。」

四つ目として、「ＩＣＴなど先端技術を導入した次世代型スタジアムとする。」

五つ目として、「大規模災害時に防災拠点として活用できる施設とする。」

といった五つの項目が示されています。

県はこれまで新スタジアム整備については、具体的な整備条件等については明言を避けて

きました。が、今回、市が公募で示した整備条件と同じ考えと受け止めてよいのか、知事のご所見をお聞かせください。

また、新プランの重点戦略、活気あふれる「スポーツ立県あきたの実現」の中で、スポーツ活動を支える人材の育成と環境の整備の主な取組に、「新体育館や新スタジアムの整備に向けた検討」を掲げていますが、具体的にどのような検討を想定しているのか、併せてお聞かせください。

さらに、前述の整備条件のなかに、「次世代型スタジアム」とあるのは、スポーツ庁・経済産業省による「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック第二版スタジアム・アリーナ改革指針」にある、顧客経験価値の向上を満たす、IT技術等の活用により顧客に対して様々な情報提供が可能なスタジアム、を指しています。

これはまさに、新プランの選択・集中プロジェクトの「デジタル化の推進」にも相通じ

るものと思いますが、残念ながら「デジタル化の推進」のなかにはスポーツ分野への言及はありません。「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」の趣旨も踏まえて「デジタル化の推進」のなかに「次世代型スタジアム」への対応を加え、議論を深める取組の一つとしてはいかがでしょうか、知事のご所見をお聞かせください。



最後に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

昨年のコロナウイルス感染者の一か月当たりのピークは八月の六〇四人でした。その後は徐々に減少し、十一月一七人、一二月には九人まで減少基調で推移しました。しかしながら、今年に入り、一月は二、二二四人と月ベースでは最多の感染者が発生し、二月に入ってもなかなか沈静化するまでには至っていません。医療現場はじめ関係者の皆様のご尽力には今更ながら頭が下がる思いであります。

このような中、昨年との大きな違いは、感染者数の多さもさることながら、自宅療養を導入した点です。視点を変えれば軽症者が増えたが故に、ということになるのでしょうか、心配なことは、自宅療養者へのフォローアップです。宿泊療養所では医療スタッフが即時対応できる体制が整っていると思いますが、自宅療養の場合、人数も多く急変時への対応

に支障はないのか、また、パルスオキシメーターや食料などの支援がタイムリーに届かないケースもあるやに聞き及んでいますが、現状並びに今後の対応方針は万全なのか、知事のご所見をお聞かせください。

また、補正予算案には、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者給付金事業」が計上されています。保健所において自宅療養が認められた方が支給対象となりますが、給付金の支給により、自宅療養を希望する方が多数にのぼることが考えられます。公平性の観点も含めて、宿泊療養と自宅療養の判断基準をどのように考えているのか、県民に理解してもらうため、どのように伝えていくのか、お聞かせください。

また、入院等調整中の方もかなりの数に上っており、昨年の状況とは一変した様相を呈しています。さらに、オミクロン株の次の変異株「ステルス・オミクロン」が見つかり警戒感が強まっております、専門家によると、実行

再生産数が一八パーセント増えるという推計もあるようです。また、三回目のワクチン接種も加速することでますます医療現場への負荷が増えることが想定されます。感染拡大を背景に、医療体制が逼迫することのないように病床や宿泊療養施設の見直しは必要ないのか。また、自宅療養者の対応について、医師会等医療関係者との連携に齟齬はないのか、知事のご所見をお聞かせください。

以上で私の代表質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。